

豊能町子ども・子育て審議会
第 1 回資料

令和 3 年 6 月 1 日

目 次

1. 全国の保育・教育の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
2. 豊能町の保育・教育をめぐる課題・・・・・・・・・・P3
 - ① 人口等の動向
 - ② 就学前児童数について
 - ③ 待機児童について
 - ④ 保育士・幼稚園教諭について
 - ⑤ 施設面について
3. 豊能町の財政状況について・・・・・・・・・・P4
4. 運営形態について・・・・・・・・・・P6
 - ① 運営コストの比較
 - ② 建築コストの比較
 - ③ 交付金・補助金
5. 今後の方向性について・・・・・・・・・・P8
6. 参考資料
 - ① 就学前児童数・・・・・・・・・・資料 1

豊能町西地区における認定こども園設置について

1. 全国の保育・教育の現状

平成27年4月に幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すために、子ども・子育て支援制度が開始されました。

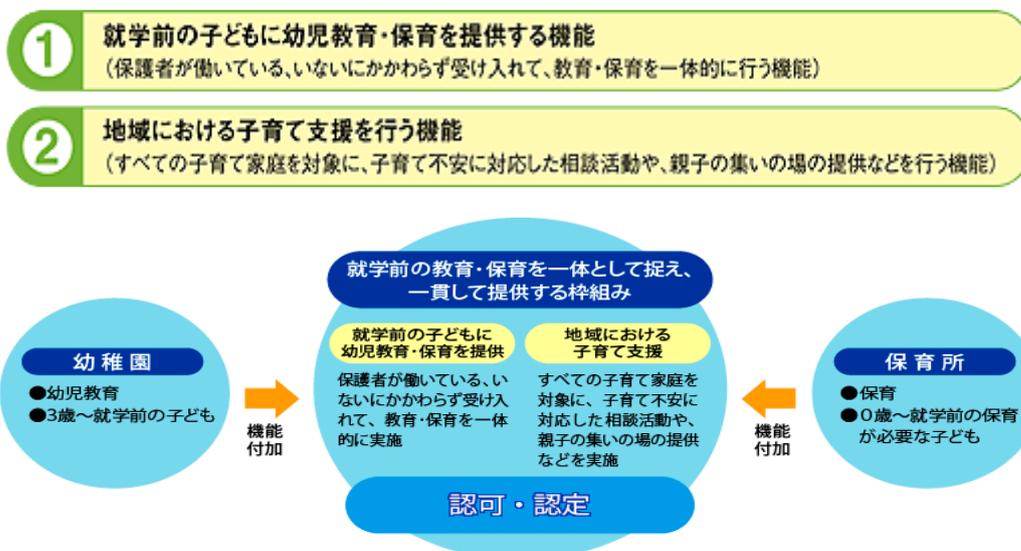
子ども・子育て支援制度の趣旨は、「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設」、「認定こども園制度の改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3点です。

新制度の実施主体は市町村になり、「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することとされています。

このような背景の下、国は待機児童のさらなる解消を進めるために民営化・民間委託を推奨しています。このため、施設整備に係る補助金等についても民営の場合に出されます。

また、全国の保育所・認定こども園数は増加し、幼稚園は減少しています。一方、保育所・幼稚園の在園者数は減少傾向にあり、逆に認定こども園の在籍者数は増加しています。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来ます（内閣府HPより抜粋）。



2. 豊能町の保育・教育をめぐる課題

① 人口等の動向

本町の人口は年々減少し、令和3年3月末で18,978人となっており、子ども・子育て支援事業計画の最終年にあたる令和6年度には16,737人位まで減少すると推測されています。

なお、小中学校が再編される令和8年4月には16,021人位と見込んでいます。

② 就学前児童数について

本町の就学前児童数は年々減少し、平成27年度で480人が、令和2年度で347人と133人減少しています。

また、今後も引き続き減少が見込まれており、令和6年度には262人位まで減少する見込みです。

なお、小中学校が再編される令和8年4月には238人位と見込んでいます。

③ 待機児童について

保育所、認定こども園（保育部）への入所園を希望しながら利用できない、いわゆる待機児童は、令和2年度当初はおりませんでした。年度途中で転入され、その時点で入所園ができずに待機された場合があります。

なお、令和3年4月1日時点での待機児童数は0人です。

④ 保育士・幼稚園教諭について

当町の正職員の保育士・幼稚園教諭（再任用職員を含む）は、令和2年4月当初では正職員29名、再任用3名の計32名、令和6年4月当初では23人です。ただし、毎年1～2名の定年退職者がありますが、定年退職者が再任用を希望するかは現時点では不明のため、今後の職員数に再任用職員は含めていません。

このため、会計年度任用職員を採用し、早朝・延長保育や配慮を要する児童に対する支援を担当してもらっています。

しかし、令和2年度では正職員の産休代替え職員の補充ができず、人材派遣会社と契約し、吉川保育所において2名の派遣を受けました。ただし、新規採用の正職員や会計年度任用職員に要する人件費と比較すると、業務委託費用は割高になります。

さらに、令和3年度採用に向け、1次募集で4名の応募がありましたが、実

際の受験者は2名でした。この2名は合格しましたが、内1名が辞退しました。残り1名は4月から採用していますが、この方は元々町の会計年度任用職員でしたので、実質増員にはなりません。2次募集は1名応募、合格、4月から採用になりました。令和3年度当初予算においても4名分の派遣保育士・幼稚園教諭の予算を計上しています。

また、令和3年6月に正職員の保育士・幼稚園教諭採用試験を行う予定です。会計年度任用職員についても人員が不足している所園では継続して募集を行っています。

⑤ 施設面について

吉川保育所、認定こども園ふたば園、ひかり幼稚園は、耐震診断の結果では、耐震性の確保はできています。

しかし、吉川保育所は建築後50年、ひかり幼稚園は建築後41年が経過しています。

このため、近年、雨漏り、水道漏水等の修繕対応に追われており、修繕に係る費用も増加していることから抜本的な対策が必要とされています。

3. 豊能町の財政状況について（令和3年度予算編成方針より）

令和元年度一般会計の決算は、歳入総額が71億8千569万円、歳出総額が70億4千460万円で、実質収支は6千492万円の黒字となりました。しかし、この黒字は、財政調整基金2億9千万円を取り崩して確保したもので、実質単年度収支は2億2千800万円の赤字となっています。

課題である町税の減少傾向は解消されることなく、令和元年度も17億9千701万円と、前年度より1千675万円の減少となりましたが、町税の減収を補う普通交付税及び臨時財政対策債が、22億9千758万円と前年度より2千639万円増加したため、経常一般財源の総額は45億3千188万円と前年度より993万円増加しました（下表参照）。

経常一般財源の推移

（単位 億円）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
町税	19.52	19.18	18.65	18.14	17.97
普通交付税	18.81	18.11	19.24	19.85	20.71
臨時財政対策債	3.56	2.92	2.97	2.87	2.27
その他	5.19	4.35	4.58	4.36	4.37
合計	47.08	44.56	45.44	45.22	45.32

また、経常的経費に充当した一般財源は、47億2千249万円で前年度より1億4千768万円増加しました。これは、町職員の定年退職者の増加による退職手当の増や、繰出金の増等が主な要因です（下記参照）。

経常的経費充当一般財源（歳出）の推移

（単位 億円）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
人件費	16.89	14.50	15.13	15.93	16.81
物件費	7.00	7.19	7.40	7.14	7.40
維持補修費	1.18	0.99	1.06	1.09	1.22
扶助費	1.38	1.44	1.43	1.58	1.67
補助費等	4.53	6.65	6.51	7.11	7.22
公債費	5.17	5.32	5.77	5.61	5.43
繰出金	6.64	7.34	7.44	7.29	7.47
その他	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	42.80	43.43	44.74	45.75	47.22

結果として、令和元年度の経常収支比率は104.2%と前年度より3.0ポイントの増となり、2年連続で100%を超えることとなりました。職員の大量定年退職は令和2年度も続き、繰出金や扶助費も増加傾向にあるため、財政状況が硬直化している状況は今後も続くと予想されます。

また、基金残高も減少が続いています。一般会計全体の基金残高は平成29年度から減少を続けており、令和元年度時点では、24億3千780万円となっています。特に、財政調整基金の残高は14億9千675万円と、平成28年度の7割を切る状態となっています（下記参照）。

基金残高の推移

（単位 億円）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
一般会計基金残高	31.08	32.56	31.59	26.28	24.38
増減	—	1.86	▲ 0.97	▲ 5.31	▲ 1.90
うち財政調整基金残高	20.74	22.15	21.40	17.43	14.97
増減	—	1.42	▲ 0.75	▲ 3.98	▲ 2.46

※残高は各年度の出納閉鎖後（5月末時点）のもの

また、令和2年度から6年度までの財政推計では、基金の取り崩しにより財政運営を行う状況が続くと予想されています（令和3年2月26日 全員協議会資料、下記参照）。

豊能町の財政推計（R02～06年度）					
	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
歳入総額 A	9,162	7,021	6,781	7,462	7,460
歳出総額 B	8,856	7,021	6,781	7,462	7,460
形式収支 (A-B) C	306	0	0	0	0
翌年度繰越財源 D	306	0	0	0	0
実質収支(C-D) E	0	0	0	0	0
実質単年度収支	▲ 221	▲ 106	▲ 290	▲ 150	▲ 180
標準財政規模 F	4,777	4,754	4,703	4,716	4,657
早期健全化団体転落ライン (F×15%) 実質収支額Eの赤字額が、この数値を上回れば、早期健全化団体に転落	▲ 717	▲ 713	▲ 705	▲ 707	▲ 699
財政再生団体転落ライン (F×20%) 実質収支額Eの赤字額が、この数値を上回れば、財政再生団体に転落	▲ 955	▲ 951	▲ 941	▲ 943	▲ 931
基金残高(出納閉鎖時(5月末)時点での現金ベース)	2,153	1,986	1,641	1,405	1,139
基金増減額	▲ 284	▲ 167	▲ 345	▲ 236	▲ 266

4. 運営形態について（町営・民営）

国等の交付金には、市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金が交付されます。

また、子育て安心プランにおける補助率の嵩上げ等について、引き続き実施するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、引き続き、国土強靱化基本計画の目標に向けて、保育所等の耐震化を推進するため、耐震化を実施する場合の補助基準額を引上げられます。

しかし、設置主体には公立は除かれています。

① 運営コストの比較

運営費において保育所に通う園児 1 人当たりの町負担額は次のとおりです（令和元年度決算額、在籍者数）。

■ 公立に対する町の財政負担（吉川保育所・ひかり幼稚園の合計 194 人、円）

①	②	③	④	⑤	⑥
歳出 ・人件費、光熱水料費などの所園運営に必要な経費	歳入 ・保育料 ・地方交付税 ・給食費等	町負担額 (①-②)	延べ園児数 ／年	1 人当たりの町負担額 ／月 (③÷④)	1 人当たりの町負担額 ／年 (⑤×12 月)
263,333,622	49,766,291	213,567,331	2,328 人	91,739	1,100,863

■ 民間園に対する町の財政負担（現在と同規模の民間園、円）

民間園は主に国・府・町が負担する公定価格により運営されています。公定価格は民間園の規模や地域により国が定めています。公定価格の国・府・町の負担割合は、公定価格から利用者負担額(保育料)を差し引いた額に対して国が1/2、府が1/4、町が1/4を負担する仕組みになっています（算出は内閣府ソフトを使用）。

①	②	③	④	⑤	⑥
歳出 ・委託費 ・補助金	歳入 ・国府負担金 ・補助金 ・保育料 ・地方交付税	町負担額 (①-②)	延べ園児数 ／年	1人当たり の町負担額 ／月 (③÷④)	1人当たり の町負担額 ／年 (⑤×12月)
—	—	100,232,616	2,328人	43,055	516,663

② 建築コストの比較

公立の保育所等の施設を建替える場合、国の補助はなく、全額町負担になりますが、民間業者の場合は、国の補助を活用することができるため、町の負担は1/4になります（補助には上限があります）。

仮に、建替え費用と補助対象額がいずれも2億円とすると、設置主体の違いによる負担額は以下ようになります。

■ 公立

町負担（1億円）	地方債（1億円）	利息
----------	----------	----

■ 民間

町負担 1/4 (0.5億円)	法人負担 1/4 (0.5億円)	国補助金～ 2/4 (1億円)
--------------------	---------------------	--------------------

■ 民間（参考）

町負担 1/12	法人負担 3/12 (0.5億円)	国補助金～ 8/12 (1.33億円)
-------------	----------------------	------------------------

- ・ 町負担は 1/12 で 0.17 億円になります。
- ・ 新子育て安心プランに基づく整備：国庫負担率が 1/2 から 2/3 に嵩上げされ、町負担は 1/12 になる。
- ・ 豊能町は新子育て安心プランの採択は受けていません（令和 3 年度で採択予定）

③ 交付金・補助金

運営に係る補助金は、「保育・教育給付費国庫負担金」、「保育・教育給付費府負担金」です。

施設整備に係る補助金は、1号認定部分は「大阪府認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備」です。

2、3号認定部分は、「保育所等整備交付金」になります。

5. 今後の方向性について

町の人口、税収の減少、少子高齢化が続く中、子育て世代の若い方々に居住していただく施策を進めることは極めて重要です。

町内の住宅開発が進み、それに伴う公共施設を整備してから 50 年近く経過し、すでに述べましたように保育所等の施設の老朽化が進んでおり、維持管理のコストが年々増加しています。

また、当町だけではありませんが、保育士・幼稚園教諭の人材不足を解消していくことも重要になっています。

このため、町の財政面からも現在の吉川保育所とひかり幼稚園を認定こども園に統合し、民間法人に運営を委託する方法を検討することも必要と考えます。認定こども園の設置場所、定員についても検討が必要です。

認定こども園の運営を町営、民営のいずれかで行うことについては、単純に町が負担する費用の過多で考えるのではなく、町営、民営のメリット、デメリットを検討する必要があると考えます。

また、当町が掲げる「保幼小中一貫教育」を進めることも重要です。そのためには、民営化した場合はその法人と協定を結ぶことが必要と考えます。この場合、公私連携保幼連携型認定こども園の制度を導入すれば、これまで町営で培われたノウハウの継承や在園児に対する配慮をはじめ、民営化後の保育・教育内容に町が関与することができます。保護者代表、民間法人、当町の三者で三者協議会を設立し、民営化前後で協議を行うことも重要と考えています。

最後に豊能町子ども・子育て審議会におかれましては、諮問いたしました「豊能町西地区における認定こども園の設置について」の「西地区にふさわしい就学前教育・教育施設について」及び「魅力ある認定こども園について」の提言をいただきたいと考えております。

以上